

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、株主をはじめ取引先、地域社会、社員等の信頼を得るため、また、経営環境の変化に迅速・的確に対応するために、コンプライアンスの徹底と推進および経営の効率性、透明性、健全性を確保できる最適な経営管理体制を確立し維持することを基本方針としています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡谷鋼機株式会社	2,500,000	50.22
日立ツール株式会社	310,896	6.24
株式会社タンガロイ	309,496	6.21
ユニオンツール株式会社	309,080	6.20
京セラ株式会社	308,000	6.18
株式会社不二越	156,890	3.15
SMC株式会社	154,700	3.10
日東工器株式会社	154,130	3.09
大昭和精機株式会社	154,030	3.09
NaITO取引先持株会	107,100	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	岡谷鋼機株式会社(上場:名古屋)(コード)7485
--------	---------------------------

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

岡谷鋼機株式会社は、当社議決権の50.22%(平成23年2月28日現在)を所有する親会社です。親会社・グループ会社との取引条件の決定は、一般企業と同様に市場実勢を勘案し価格交渉の上合理的に行う方針としております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社役員において社外取締役1名、社外監査役2名が親会社の役員・社員を兼務しておりますが、当社取締役兼務は1名であり、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

当社は、親会社の企業グループと緊密な協力関係を保って事業展開を図っていく方針であります。上記の通り当社独自の経営判断を妨げるほどのものでもなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
坂井 俊司	他の会社の出身者	○			○					○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
坂井 俊司		現在親会社の社員です	特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社において公平に果たすべき役割を認識し、他の取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する観点から、経営の客観性や中立性を確保するため、選任しております。 また、同氏の持つ経験、知見により監督機関に求められる実効性、専門性を有しており適任であると判断しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査計画の概要や期中監査の状況および期末監査の結果等につき、監査報告書に基づく詳細な説明を受け、十分な意見交換を行っております。  
監査役および内部監査室は、年度監査計画の策定時より相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、業務活動の健全化や会社の財産保全を図るため適切かつ効率的な監査を行っております。

--	--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
白川 誠	他の会社の出身者								○	○
川松 康吉	他の会社の出身者	○			○	○		○	○	
河村 元志	他の会社の出身者	○			○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
白川 誠	○	他の会社の出身者です 当社の指定する独立役員です	特定の利害関係に囚われることなく、法令および定款に適合しているかどうかを監査する観点から、経営から客観性や中立性を確保するため、選任しております。 また、独立役員指定の経緯については、同氏の持つ経験、知見により監督機関に求められる実効性、専門性を有しておられるため、一般株主と利益相反の恐れはないと判断し、取締役会の決議のうえ、指定しております。
川松 康吉		現在親会社の専務取締役です	特定の利害関係に囚われることなく、法令および定款に適合しているかどうかを監査する観点から、経営から客観性や中立性を確保するため、選任しております。 また、同氏の持つ経験、知見により監督機関に求められる実効性、専門性を有しており適任であると判断しております。
河村 元志		現在親会社の社員です	特定の利害関係に囚われることなく、法令および定款に適合しているかどうかを監査する観点から、経営から客観性や中立性を確保するため、選任しております。 また、同氏の持つ財務、会計に関わる経験、知見により監督機関に求められる実効性、専門性を有しており適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策については、検討する予定はありません

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成22年3月1日から平成23年2月28日までに支払われた役員報酬等は以下のとおりです。  
社内取締役 人数:7人 報酬額:36百万円  
社外取締役 人数:一人 報酬額:一百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の額は、株主総会で決定された限度内において取締役は取締役会で、監査役は監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際し、議案および報告事項について事前配布し、必要ある場合または求められた場合は、事前説明を行っています。また、取締役会にて指摘された事項については、確認整理のうえ電子メールにより社外取締役および社外監査役へ漏れなく報告する体制をとっています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 1. ガバナンス機構に関する現状の体制

#### (1) 取締役

取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスの強化するとともに、変化の激しい経営環境に機敏に対応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を1年としています。

#### (2) 取締役会

取締役会は原則月1回開催し、また必要の都度臨時取締役会を開催し重要事項の決定を行っております。取締役会は7名で構成されており、うち1名は社外取締役です。

#### (3) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、原則月1回開催し、また必要の都度臨時監査役会を開催しています。さらに、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行を厳正に監査しています。なお、監査役4名のうち3名が「会社法第2条第16号」に定める社外監査役です。

### 2. 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセスの導入

#### (1) 経営会議の開催

経営会議は、取締役の職務執行の効率化、意思決定の迅速化を目的として設置され、経営上の重要事項の審議を行っております。経営会議は常勤取締役6名で構成され、原則月1回開催し、また必要の都度臨時経営会議を開催しております。

#### (2) 監査の基準等

監査役会は、法令、定款および監査役会規程に基づき監査方針・監査計画等を策定し各監査役が監査を行っております。内部監査室は、内部監査規程に基づき監査役や会計監査人と協議のうえ監査計画を策定し、会計監査、組織・制度監査、業務監査を行っております。

#### (3) 取締役候補者の選定

取締役候補者の選定にあたっては、当社の取締役会において候補者の取締役としての資質、識見等の人物面と職歴における実績等を慎重に検討した上で、取締役会において選定する方針をとっております。

#### (4) 役員報酬の決定

報酬総額は株主総会の承認により決定し、当社における一定の基準に従い取締役の報酬は取締役会において、また監査役の報酬は監査役の協議により決定しています。

#### (5) 会計監査の状況

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期監査のほか会計上の課題について随時確認を行い、会計処理の適正性に努めております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名等は以下のとおりです。

指定社員・業務執行社員 公認会計士 木造 眞博

指定社員・業務執行社員 公認会計士 岡野 英生

#### 3. 監査役機能強化に関する取組状況

監査役機能強化策として、内部監査室は、監査役と緊密に連携して年度計画に基づき業務活動の健全化や会社の財産保全を図るため、業務運営の監視を行っています。監査対象部門に対して改善事項の指摘を行うことにより、内部管理体制の強化および内部統制の実効を図っています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。経営に対する監督機能充実のために現状の体制を採用しております。社外取締役に関しては、会社において公正に果たすべき役割を担い、他の取締役の職務遂行を監督する観点から、経営の客観性や中立性を確保するために選任しております。また監査役会に関しては、会計監査人・内部監査部門と緊密に連携をとることにより、経営に対する監督機能をより有効なものにしていると認識しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり定時株主総会は5月下旬に開催予定です。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	アドレス <a href="http://www.naito.net">http://www.naito.net</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画室 担当役員: 河野 英之 事務連絡責任者: 吉田 淳	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念の中に次のように規定しています。 「健全な財務体質を構築し、ステークホルダーから信頼される透明性の高い経営を行います。」
環境保全活動、CSR活動等の実施	東京・名古屋・大阪においてISO14001を取得し、全社的にISO活動に取り組んでおります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. はじめに(基本方針)

当社は、循環型社会と社会倫理を重視し、取引先・株主・社員・社会に利益をもたらすべく、会社の機能の総力を結集し企業価値向上に努力します。

また、企業としての社会的責任を自覚し、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよびリスク管理を経営の重要な課題と位置付けています。

社員一人ひとりの行動が、当社の信頼を生み出し持続的な成長をもたらす重要な要素と認識し、より高い倫理観に根ざした事業活動を行う企業風土の構築を目指します。

これらを実現するためのインフラとして内部統制システムを位置付け、継続的に充実・強化を図ってまいります。

#### 2. 内部統制システムの整備

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備しています。

##### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、取締役、社員を含めた企業として果たすべき役割を定めた企業行動憲章において関係法令の遵守をうたっており、その周知徹底を図っています。また社員に対しては、社員行動規程を定め、各人がこれを日常的に実践することおよび社内諸規程の遵守を徹底的に啓発しています。

(2)管理部をコンプライアンス統括部署とし、業務における効率的法令遵守体制の推進とリスク管理体制の強化を図っています。

(3)リスク管理室においてコンプライアンスに関する周知・徹底を図るとともに、内部統制の整備・運用を行っています。

(4)内部監査部門として、社長直轄組織である内部監査室を設置し、内部監査規程に従い監査を実施し、監査結果を社長に報告しています。

(5)当社は監査役会設置会社であり、各監査役は取締役の職務執行については法令・定款および監査役会規程に従い監査役会が定める監査方針・業務分担等により、監査を行っています。

(6)企業行動憲章、法令、社内諸規程およびその他コンプライアンスに著しく反する行為の社内通報システムとして、企業倫理相談窓口を設置し通報に対応します。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

(1)取締役会議事録は取締役会規程に基づき事務局が適切かつ確実に永久保存・管理し、10年間備え置くものとしています。

(2)その他取締役の職務の執行に係る文書については、文書管理規程に基づき適正な保存・管理を図るとともに、取締役・監査役が必要に応じて閲覧できる体制としています。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理規程」を制定し、様々なリスクに対して的確な管理・実践ができる体制を整備しています。

(2)管理部は、各部門と連携し企業をとりまく様々なリスクに対応する体制を整備しています。

(3)当社は経営成績、財政状態、株価等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして以下のa～fのリスクを認識し、管理部においてその対応部署を定めるとともに、毎年リスクの見直しを行っています。

a. 事業環境変動によるリスク

b. 金利変動によるリスク

c. 取引先与信のリスク

d. 商品在庫に関するリスク

e. 優先株式の取得請求権の行使に伴う普通株式の増加によるリスク

f. 災害・事故によるリスク

(4)対応部署は、必要に応じ規程・細則・マニュアルの新設・改廃や教育・啓発を行い、リスクが顕在化した場合の影響を最小限にとどめる体制を整えています。

(5)緊急事態が発生した場合には、当該部署責任者は取締役会・経営会議および管理部へ報告するとともに、対策を検討し実行します。

##### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会については、法令・定款の他取締役会規程に基づきその適切な運営を確保しています。

(2)取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時に開催の上、会社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監督等を行っています。

(3)経営会議規程に基づき同会議は、毎月1回開催することを原則とし、取締役会の管理統制のもと職務権限に基づき迅速な業務執行を行っています。

(4)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌および職務権限規程を定め、それぞれの業務の担当区分・責任者・執行手続きを明確にしています。

##### 5. 当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、親会社において定めている関係会社管理・運営規程に基づき、当社を管理主管する親会社の担当部署の統括・管理・支援・指導を受けています。

(2)当社の経営に関する重要事項については、当社および親会社の職務権限規程ならびに親会社の関連諸規程に基づき、親会社への申請・報告を行っています。

(3)定期的に開催されるグループ会社社長会において、相互連携の強化や情報の共有を図っています。

(4)当社は、必要に応じて親会社の監査役による調査および同監査室等による監査を受け、業務の適正化の確保・向上に努めています。

(5)親会社の関連事業部へ報告・連絡等を行う当社の担当部署は、経営企画室が窓口となり対処しています。

##### 6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役から要求があった場合、監査役を補助すべき使用人を置くものとしています。

(2)監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事考課および賞罰などについては、監査役会と事前に協議することとしています。

##### 7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役および使用人は業務執行に際し、職務権限規程に従い重要事項については監査役に報告しています。

(2)下記の事象が発生した場合は、関係取締役および当該部署責任者は監査役へ報告します。

a. 当社に重要な損害を及ぼすおそれのある事実

b. 重大な不正行為

c. 法令・定款に違反する重大な事実

d. 企業倫理相談窓口の相談内容のうち重要と判断したもの

前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に報告を求めることができるものとします。

(3)監査役および内部監査室は、相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行っています。

(4)監査役は監査結果等について直接取締役社長に報告し、意見交換等を行っています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は、企業行動憲章の定めのとおり、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会生活の発展を妨げる反社会的勢力および団体に関しては決して関係を持たず、毅然たる態度で対応します。

(2)反社会的勢力および団体に対する対応部署を管理部とし、社内関係部署ならびに所轄警察署や顧問弁護士等外部機関との協力関係の整備を図っています。

## V その他

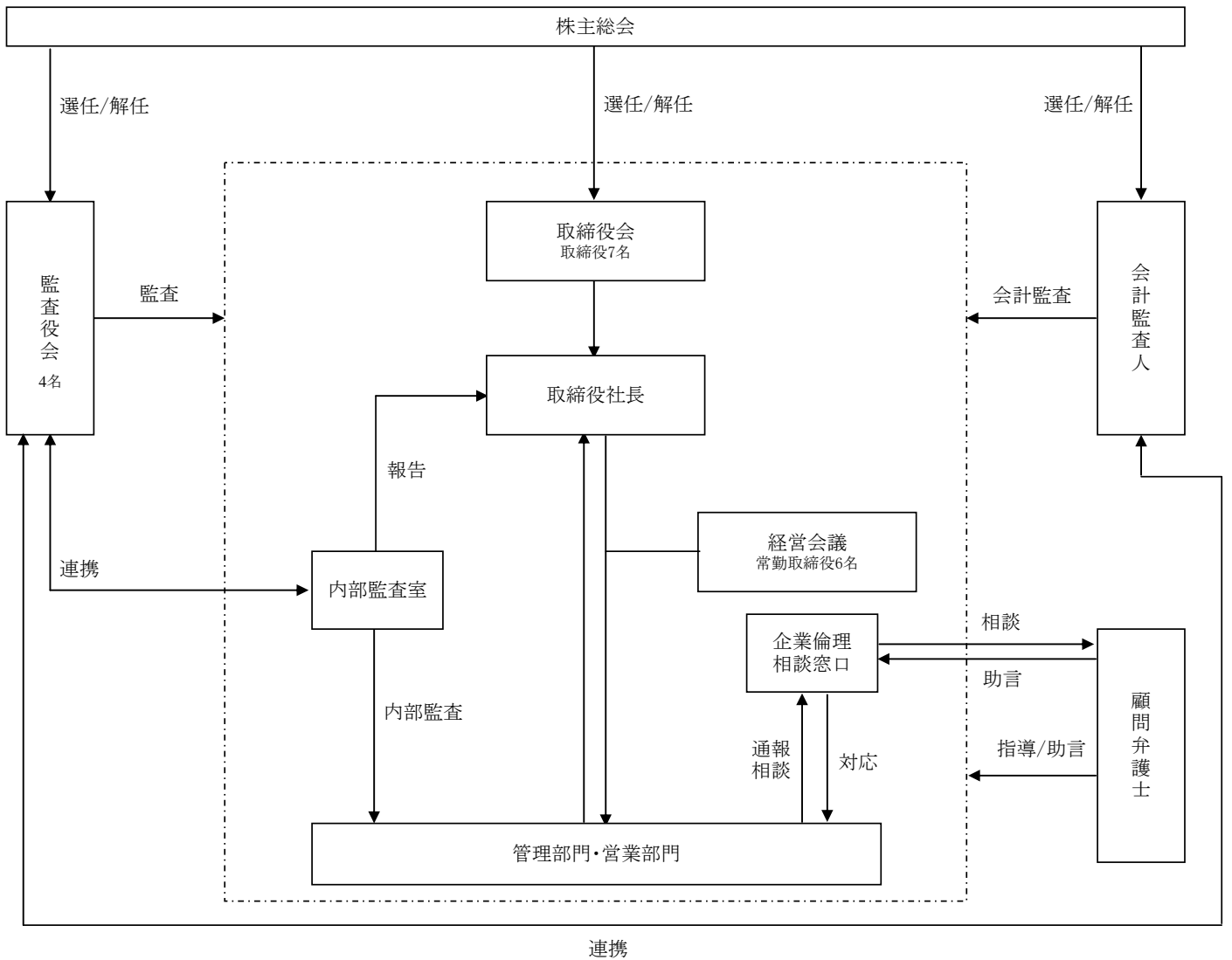
### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けて定期的に見直してまいります。



(決定事実・決算情報等)

(発生事実)

